明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○行政手続法施行令の一部を改正する政令（二三五）　二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（二三六）　三
○地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三七）　四
○戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二三八）　四
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三九）　五
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二四〇）　五

〔省　令〕

○地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務八一）　五

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務一九六）　五
○原戸籍の一部が滅失した件（法務一七三）　五
○日本国に帰化を許可する件（同一七四）　五
○肥料を登録した件（農林水産一四七七）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業一九一）　六
○都市計画法施行規則の規定により登録講習機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通一一八一）　七
○船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件（同一一八二）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九一～一九五）　七
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（同一九六～二〇〇）　八
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二〇一）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二〇二）　九
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二〇三）　九
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が決定された件（同二〇四）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局一四二、一四三）　一〇

〔人事異動〕

内閣　一〇
皇室事項　一〇

〔官庁報告〕

産業　一〇
日本産業規格（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
国営土地改良事業計画（新川二期・常呂川下流）関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
令和二年度防衛省共済組合の決算関係　二七
会社その他　二八

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続法施行令の一部を改正する政令（政令第二三五号）（総務省）

1　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五八号）の一部の施行に伴い、行政手続法（平成五年法律第八八号）第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、雇用保険法（昭和四九年法律第一一六号）第六十一条の七第二項に規定するみなし被保険者期間の通算の特例に係る命令等を追加することとした。（第四条第一項関係）

2　この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月一日）から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第二三六号）（総務省）

1　個人番号カードの発行及び交付に関する規定の整備等

㈠　個人番号カードの交付申請書は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に提出することとした。（第一三条第一項関係）

㈡　個人番号カードの交付申請書は、住所地市町村長（総務省令で定める事情があるときは、住所地市町村長以外の市町村長又は住所地市町村長）を経由して提出することができることとした。（第一三条第二項関係）

㈢　機構は、交付申請書の提出を受けたときは、個人番号カードを発行し、住所地市町村長に送付することとした。（第一三条第三項関係）

㈣　その他所要の改正を行うこととした。

2　施行期日

この政令は、令和三年九月一日から施行することとした。